

林土連の令和7年度事業計画に基づき、青年経営者等の連合組織として「林土連青年交流会（仮称）」の発足を検討するにあたり「青年交流会発足検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

## 1 委員会設置の趣旨

青年ならではの行動力と発想力を活かし、魅力ある森林土木工事の実現と次世代を担う若手の育成・人づくりを目的とする青年経営者等の全国規模の交流の場（「林土連青年交流会（仮称）」）を設けることを検討する。

## 2 活動

委員会は、上記の趣旨のもと次の活動を行う。

- (1) 青年経営者等で構成する青年部等（以下、「青年部等」という）の各地域（林業土木協会等）での設立に関する助言・協力
- (2) 林業土木協会に属する青年経営者等との意見交換
- (3) 青年経営者等が全国規模で交流する組織の必要性の検討
- (4) その他委員会が定める事項

## 3 委員

委員会は、若干名の委員で構成し、林土連会長が委嘱する。

- (1) 委員の任期は2年とする。
- (2) 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (3) 委員長は、委員会をとりまとめて管理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた時はその職務を行う。
- (5) 委員会発足時の委員は、既に青年部等の組織を有する林業土木協会の青年部等の代表及び事務局長を主体として構成する。
- (6) 委員名簿は「林土連青年交流会発足検討委員名簿(案)」のとおり。

## 4 委員会

委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

また、委員会の開催は、リモート方式によることができるものとする。

5 報告

委員長は、委員会の結果を林土連会長に報告する。

6 事務局

委員会の業務を執行するため、事務局を林土連に置く。

7 経費

委員会開催のための経費及び委員会活動に要する経費の一部は、林土連理事会の承認を得て、林土連の予算（事業推進費）をあてることができるものとする。

8 期間

検討委員会の設置期間は5年以内とし「林土連青年交流会（仮称）」の発足が決定した場合には、委員会の名称を「発足準備委員会」に変更して青年交流会発足に向けた準備を進めることとする。

令和7年9月9日

一般社団法人 日本林業土木連合協会

(一社) 日本林業土木連合協会  
青年交流会発足検討委員会委員名簿

委員	坂田啓一郎	札幌林業土木協会青年会議会長
委員	金子広孝	名古屋林業土木協会青年部会長
委員	永野真哉	九州林業土木協会青年部会長
委員	中塚智之	札幌林業土木協会事務局長
委員	千葉求	名古屋林業土木協会事務局長
委員	森本義春	九州林業土木協会事務局長
委員	堂本整	日本林業土木連合協会専務理事